

自動車保険 商品改定のご案内

平素より、共栄火災をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、共栄火災では2023年1月1日より自動車保険の商品改定を実施いたします。

その概要とともに近年実施した商品改定についてご案内いたしますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

I 保険料水準の見直し

●2021年に損害保険料率算出機構^(※)により参考純率^(※)が改定されたことや、ご契約条件ごとの保険金お支払い状況等を踏まえ、全体的な保険料の見直しを行います。

●ご契約の条件により保険料が引下げとなる場合、引上げとなる場合がありますが、全体的には引下げ方向となります。

(※) 損害保険料率算出機構とは、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として設立された中立機関です。損害保険の料率は「純保険料率」と「付加保険料率」からなっていますが、損害保険料率算出機構はこのうち「純保険料率」を算出し、参考値として各保険会社に提供しており、これを「参考純率」といいます。

II 割増引率等の改定

1. ノンフリート等級別料率（割増・割引率）の改定

KAP
くるまる

KAP
ベースス

ドライバー
保険

●お客さまの過去の無事故年数や事故件数などに応じて設けている等級ごとの割増・割引率を見直します。

●主に、無事故の9等級から19等級の割引率が拡大、それ以外では割引率が縮小または割増率が拡大します。なお、無事故の20等級の割引率は変更ありません。

現行			
等級	割増・割引率 区分	割増・割引率（％）	
		無事故	事故有
1	割増	64	
2		28	
3		12	
4		2	
5		13	
6(F)	割引	19	
7(F)		30	20
8		40	21
9		43	22
10		45	23
11		47	25
12		48	27
13		49	29
14		50	31
15		51	33
16		52	36
17		53	38
18		54	40
19		55	42
20		63	44



改定後			
等級	割増・割引率 区分	割増・割引率（％）	
		無事故	事故有
1	割増	108	
2		63	
3		38	
4		7	
5		2	
6(F)	割引	13	
7(F)		27	14
8		38	15
9		44	18
10		46	19
11		48	20
12		50	22
13		51	24
14		52	25
15		53	28
16		54	32
17		55	44
18		56	46
19		57	50
20		63	51

現行	
等級	割増・割引率
6S	4%割増
7S	34%割引



改定後	
等級	割増・割引率
6S	3%割増
7S	38%割引

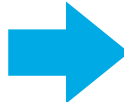
2. 運転者本人・夫婦限定割引の改定

KAP
くるまる

KAP
ベースス

- 運転者本人・夫婦限定割引を改定し、補償種目ごとの割引率とします。
- また、KAPくるまとKAPベーススでは割引率が異なります。
- 対象車種は、現行どおりです。
KAPくるまる：全車種（自家用8車種）
KAPベースス：自家用3車種（自家用〔普通／小型／軽四輪〕乗用車）

現行	
約款 補償種目	KAPくるまる KAPベースス
対人賠償	6%
対物賠償	
人身傷害	
車 両	



改定後	
KAPくるまる	KAPベースス
11%	7%
3%	5%
10%	10%
6%	5%

3. 新車割引の改定

KAP
くるまる

KAP
ベースス

- 新車割引の適用期間を拡大します。ご契約の保険始期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月^(※1)の翌月から起算して49か月以内である場合に対象となります。
(※1) 自家用軽四輪乗用車の場合は、初度検査年月とします。
- 割引の区分を6S等級と6S等級以外に細分化し、6S等級の割引率を拡大します^(※2)。
(※2) 6S等級が適用される長期契約は、第1保険年度のみ6S等級の割引率を適用し、第2保険年度以降は6S等級以外の割引率を適用します。

自家用（普通・小型）乗用車

現行	
初度登録 年月 補償種目	25か月以内
対人賠償	9%
対物賠償	
人身傷害	
車 両	4%



改定後		
初度登録 年月 等級	25か月以内	25か月超～49か月以内 割引期間拡大
6S等級	33%	31%
6S等級以外	6%	3%
6S等級	34%	29%
6S等級以外	10%	3%
6S等級	37%	36%
6S等級以外	16%	15%
6S等級	41%	34%
6S等級以外	17%	8%

自家用軽四輪乗用車

現行	
初度検査 年月 補償種目	25か月以内
対人賠償	10%
対物賠償	—
人身傷害	16%
車 両	5%



改定後		
初度検査 年月 等級	25か月以内	25か月超～49か月以内 割引期間拡大
6S等級	31%	29%
6S等級以外	4%	1%
6S等級	32%	29%
6S等級以外	8%	3%
6S等級	38%	35%
6S等級以外	17%	14%
6S等級	44%	30%
6S等級以外	21%	2%

4. 代車費用補償特約の保険料見直し

KAP
くるまる

KAP
ベースス

- ノンフリート等級や車種・年齢条件等によらない定額の保険料とします。
- 代車費用補償特約の保険料全体としては引上げとなりますが、お客さま別にみると、現行で比較的高い保険料となっていたお客さま（6S等級や年齢条件「全年齢」など）の場合は、引下げとなる場合があります。

Ⅲ 商品・サービスの改定

1. 人身傷害保険の改定

KAP
くるまる

KAP
ベースス

(1) 人身傷害保険の基本補償範囲の変更

- 改定後の人身傷害保険はKAPくるまる、KAPベーススともに「ご契約のお車に搭乗中の事故のみ」が基本の補償範囲となります。
- KAPくるまるの場合^(※1)、人身傷害保険の補償範囲を改定後も同様とするためには、人身傷害保険とあわせて「人傷車外補償特約^(※2)」をセットする必要があります。

主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした 	ご契約のお車以外のお車に搭乗中の事故でケガをした 	歩行中などの自動車事故でケガをした 
現行	人身傷害保険（KAPくるまる）		
改定後	人身傷害保険	+	人傷車外補償特約 ^(※2)

(※1)「人身傷害保険の被保険自動車搭乗中危険限定補償特約」がセットされている場合を除きます。

(※2) 正式名称は「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」です。

- KAPベーススは「ご契約のお車に搭乗中の事故のみ」を補償範囲としていましたが、「人傷車外補償特約」をセット^(※3)することで、「ご契約のお車以外のお車に搭乗中の事故や歩行中などの自動車事故」についても補償されます。
- (※3) 個人契約のお客さまのみセット可能です。

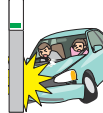
(2) 人身傷害定額払特約の新設、搭乗者傷害保険の廃止

- 人身傷害定額払特約（傷害一時金／死亡・後遺障害／部位・症状別傷害一時金）を新設し、搭乗者傷害保険を廃止します。
- これに伴い、下記のとおり、補償内容および特約名称を変更します。

現行		改定後	
特約名称	お支払いする保険金の額	特約名称	お支払いする保険金の額
搭乗者傷害保険（入院一時金）	■1日以上入院：10万円	販売終了	
搭乗者傷害保険の入通院一時金特約	■4日以下の入通院：1万円 ■5日以上入通院：10万円	人身傷害定額払特約（傷害一時金）	変更なし
搭乗者傷害保険の死亡保険金・後遺障害保険金支払に関する特約	■死亡保険金：保険金額の全額 ■後遺障害保険金：保険金額×保険金支払割合	人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）	変更なし
搭乗者傷害保険の部位・症状別保険金支払に関する特約	■4日以下の入通院：補償なし ■5日以上入通院：10～100万円 ※部位・症状に応じた額	人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）	■4日以下の入通院：1万円 ■5日以上入通院：10～100万円 ※部位・症状に応じた額

(3) 人傷車外補償特約の人身傷害定額払特約への適用

- 「人傷車外補償特約」をセットした場合は、人身傷害定額払特約（傷害一時金／死亡・後遺障害／部位・症状別傷害一時金）についても、「ご契約のお車以外のお車に搭乗中の事故」や「歩行中などの自動車事故」が補償されます。

主な事故例		ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした 	ご契約のお車以外のお車に搭乗中の事故でケガをした 	歩行中などの自動車事故でケガをした 
現行	KAP くるまる	人身傷害保険 搭乗者傷害保険		
	KAP ベーシス	人身傷害保険 搭乗者傷害保険		
改定後	KAP くるまる	人身傷害保険	+	
	KAP ベーシス	人身傷害定額払特約		



2. 「車対車+限定A」「車対車」車両保険の補償範囲の拡大

KAP
くるまる

KAP
ベーシス

- 「車対車+限定A」「車対車」車両保険の対象事故に次の①～③を追加します（※）。

- ①あて逃げ等の相手自動車の詳細が確認できない事故
- ②ご契約のお車の所有者が所有する他の自動車との衝突・接触
- ③動物（人を除きます。）との衝突・接触



（※）補償拡大に伴い、「車対車」車両保険の正式名称を『自動車相互間衝突危険および動物衝突危険「車両損害」補償特約』に変更します。

- 上記のいずれの事故も3等級ダウン事故として取り扱います（飛来中の動物との接触事故等、1等級ダウン事故に該当する場合を除きます。）。

< 「車対車+限定A」「車対車」車両保険における対象事故 >

				現行	改定後
衝突・接触の相手	自動車	所有者が異なる他の自動車	あて逃げ以外	○	○
			あて逃げ	×	○
	自動車以外	ご契約のお車の所有者が所有する他のお車		×	○
		動物（人を除きます）		×	○
		電柱・ポール等		×	×

（○：対象 ×：対象外）

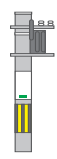
3. 対物超過修理費用補償特約の補償の拡大

KAP
くるまる

- KAP くるまるにおける対物超過修理費用補償特約を改定します。

(1) 対象物の範囲の拡大

- 対象物の範囲を、「相手自動車のみ」から「相手の財物全般」に拡大します。

	相手の財物				
	自動車	自転車	建物	電柱	その他財物
					
現行	○	×	×	×	×
改定後	○	○	○	○	○

（○：対象 ×：対象外）

(2) 支払限度額の引上げ

- 支払限度額を、「相手自動車1台につき50万円」から、自動車の場合は「相手自動車1台につき100万円」、自動車以外の場合は、「当該財物の所有者1名につき100万円」に引上げます。

	現行	改定後
支払限度額	相手自動車1台につき	相手自動車1台につき または自動車以外の財物の所有者1名につき
	50万円	100万円

4. 代車費用補償特約の改定

KAP
くるまる

KAP
ベースス

(1) 支払対象期間のカウント方法の変更

- 代車費用保険金の支払対象期間について、通常時は「事故発生日などから連続して30日（故障の場合は15日。以下同じ。）以内に代車を借り入れた日数」を限度としています。一方、災害発生時は、「代車を借り入れた通算利用日数30日以内」を限度としています。
- 改定により、災害発生時か否かにかかわらず、「代車を借り入れた通算利用日数30日以内」を限度とします。

	現行	改定後
災害発生時以外	事故発生日などから連続した30日（または15日）以内の利用日数	事故発生日などから 1年以内の通算利用日数30日（または15日）以内
災害発生時	通算利用日数30日（または15日）以内 ^(※)	

(※) 代車を借り入れた日の初日または電車・バス・タクシー等を利用した日の初日のいずれか早い日の翌日から起算して1年以内に限ります。

(2) 代車以外の代替交通手段を利用した費用の補償拡大

- 現在、代車を借り入れることができない場合に電車・バス・タクシー等を代替交通手段として利用した費用は、災害発生時に限り保険金のお支払対象としています。
- しかしながら、事故により腕を負傷し、運転ができない場合等においても、電車・バス・タクシー等の代替交通手段を利用するケースがあります。
- 上記のような代車を借り入れることができない正当な理由が認められる場合には、災害発生時か否かにかかわらず、電車・バス・タクシー等の代替交通手段を利用した費用も保険金お支払いの対象とするよう改定します。

<電車・バス・タクシー等の代替交通手段利用時の支払対象>

	現行	改定後
災害発生時以外	×	○
災害発生時	○	

(○：対象 ×：対象外)

(3) 代車費用保険金の支払限度額算出方法の変更

- 電車・バス・タクシー等の代替交通手段を利用する場合、1日ごとの利用額が大きく変動することが想定されることから、代車費用保険金の支払限度額の算出方法を、下記のとおり変更します。

例) 台風・洪水などの災害時に事故にあったが、すぐにレンタカーを借りることができず、当日はタクシーを利用し、7,000円を負担した。翌日から日額4,000円のレンタカーを2日間借りた。

(代車費用補償特約 日額5,000円の契約 合計3日間利用)

	現行	改定後
保険金限度額	【支払限度日額】 1日ごと：5,000円	【基準日額×利用日数】 通算限度額：15,000円
支払保険金	1日目：5,000円【5,000円限度】 (実際は7,000円の費用が発生) 2日目：4,000円【5,000円限度】 3日目：4,000円【5,000円限度】 支払保険金：13,000円	1日目：7,000円 2日目：4,000円 3日目：4,000円 支払保険金：15,000円【15,000円限度】

(4) 対象事故の拡大

- 保険金お支払いの対象となる事故に「走行障害」^(※)を追加します。

(※) キー閉じ込み、バッテリー上がり、障害物等のタイヤへの巻き込み、電気自動車の電池切れ、をいいます。

5. 「車両搬送時代車費用補償特約」の新設

KAP
くるまる

KAP
ベースス

●ご契約のお車が事故や故障によりレッカー搬送された場合や、盗難された場合に限定して代車費用保険金を支払う特約を新設します。

●補償範囲をレッカー搬送された場合に限定しているため、通常の代車費用補償特約（基準日額5,000円）と比較して、低廉な保険料でセット可能となります。

●基準日額は5,000円のみとなります。

特約名称	補償範囲					基準日額
	レッカー搬送有		レッカー搬送無		盗難	
	事故	故障損害 走行障害	事故	故障損害 走行障害		
【新設】 車両搬送時 代車費用補償特約	○	○	×	×	○	5,000円
代車費用補償特約	○	○	○	× ^(※)	○	5,000円 7,000円 10,000円 15,000円

(○：対象 ×：対象外)

(※) レッカー搬送されていないものの、自力で移動ができなくなった場合は、代車費用補償特約の対象になることがあります。

6. その他の改定

項目	改定内容	くる まる	ベ ー ス ス	ド ラ イ バ ー
他車運転危険補償特約の補償追加	●他車運転危険補償特約に「人身傷害保険 ^(※) 」を追加します。 (※) 人身傷害定額払特約は追加されません。	○	○	—
バスの人身傷害保険1事故保険金額の新設	●被保険自動車がバスの場合、人身傷害保険について1事故保険金額（100億円未満の額を設定）を新設します。 ●また、被保険者1名あたりの保険金額の上限を2億円とします（無制限を設定することはできません）。	—	○	—
人身傷害保険への「無保険車傷害補償」の追加	●無保険車事故を人身傷害保険の補償に追加します。人身傷害保険金額が「無制限」以外の場合でも、無保険車事故に該当するときは、「無制限」として補償します。	○	○	—
KAPくるまるにおける無保険車傷害補償特約の廃止	●KAPくるまるは、人身傷害保険が自動セットされるため、「無保険車傷害補償特約」を廃止します。	○	—	—
KAPベーススにおける無保険車傷害補償特約の自動セット	●KAPベーススにおいて、人身傷害保険のご契約がなく、対人賠償責任保険をご契約されている場合、「無保険車傷害補償特約」または「無保険車傷害車内外補償特約」が自動セットされます。	—	○	—
ファミリーバイク特約（人身傷害なし）の補償追加	●ファミリーバイク特約（人身傷害なし）に「無保険車傷害補償」を追加します。補償追加に伴い、正式名称を「ファミリーバイク特約（賠償・自損・無保険車補償）」とします。	○	—	—
自損事故傷害補償特約における業務支障要件の削除	●保険金の支払対象日数のカウント方法について、「業務に従事できないこと」を、保険金をお支払いする要件としていましたが、これを削除します。	—	○	○
車両危険限定補償特約（A）に対する年齢条件の適用	●車両危険限定補償特約（A）の対象となる損害（窓ガラス破損等）について、現行は年齢条件を満たさなくとも、保険金お支払いの対象としていました。改定後は、年齢条件を満たさない場合、保険金お支払いの対象外となります。	○	○	—
人傷車外補償特約における「ご契約のお車以外のお車」の範囲の変更	●「ご契約のお車以外のお車」はすべての用途車種が対象となります。 ●これまで人身傷害保険（KAPくるまる）では「ご契約のお車以外のお車」の範囲について、「『記名被保険者』『記名被保険者の配偶者』『同居の親族』の方が所有・常時使用するお車」を対象外としておりましたが、「別居の未婚のお子さまが所有・常時使用するお車」 ^(※) も対象外とします。 (※) 別居の未婚のお子さまが自ら運転する場合に限ります。	○	○	—
人身傷害保険における損害額基準「精神的損害」の計算式の変更	●人身傷害保険における人身傷害条項損害額基準「精神的損害」の計算式から、受傷態様係数 ^(※) を削除します。 (※) 受傷による態様に応じて定めた係数となります。	○	○	—

Ⅳ 近年の主な商品改定

2021年1月改定

項目	概 要	くる まる	ベ ー シ ス	ド ラ イ バ ー													
代車費用補償特約の補償の拡大	●「災害発生時の特則」として、下記①・②の改定を行いました。 ①レンタカー等以外の代替交通手段の費用の補償 台風・洪水等の災害の影響により、レンタカー等の代車を借り入れることが困難であると共栄火災が判断した場合は、代替交通手段として電車・バス・タクシー等を利用したときの費用を代車費用に含めて補償対象としました。 ②代車費用の支払対象日数のカウント方法を「通算日数」に変更 台風・洪水等の災害の影響により生じた修理工場の混雑等により、ご契約のお車の修理期間が著しく長期化すると共栄火災が判断した場合は、「事故発生日などから連続して30日（または15日）以内の借り入れた日数」等とする規定によらず、「通算利用日数30日（または15日）」でカウントするよう改定しました。本改定により、修理工場の混雑等により仮修理後に本修理を行うなど、期間が空いてしまう場合でも、支払対象日数を上限として、各修理期間中の代車費用も補償対象となりました。 <災害発生時の支払対象日数> <table><tr><th></th><th>現行</th><th>改定後</th></tr><tr><td>事故・盗難</td><td>事故発生日などから連続して30日以内の利用日数</td><td>通算利用日数30日以内（※）</td></tr><tr><td>故障</td><td>故障した日から連続して15日以内の利用日数</td><td>通算利用日数15日以内（※）</td></tr></table> （※）代車を借り入れた日の初日または電車・バス・タクシー等を利用した日の初日のいずれか早い日の翌日から起算して1年以内に限ります。 ●故障時に、お盆やゴールデンウィークの期間に修理工場の休業で入庫が遅れるなどの正当な理由がある場合に、支払対象期間の起算日を「入庫日」とするよう改定しました。 <故障時の支払対象期間> <table><tr><th>現行</th><th>改定後</th></tr><tr><td>自力走行ができなくなった日から15日以内</td><td>自力走行ができなくなった日（※）から15日以内 （※）正当な理由がある場合は「入庫日」</td></tr></table>		現行	改定後	事故・盗難	事故発生日などから連続して30日以内の利用日数	通算利用日数30日以内（※）	故障	故障した日から連続して15日以内の利用日数	通算利用日数15日以内（※）	現行	改定後	自力走行ができなくなった日から15日以内	自力走行ができなくなった日（※）から15日以内 （※）正当な理由がある場合は「入庫日」	○	○	—
	現行	改定後															
事故・盗難	事故発生日などから連続して30日以内の利用日数	通算利用日数30日以内（※）															
故障	故障した日から連続して15日以内の利用日数	通算利用日数15日以内（※）															
現行	改定後																
自力走行ができなくなった日から15日以内	自力走行ができなくなった日（※）から15日以内 （※）正当な理由がある場合は「入庫日」																
人身傷害保険の損害額基準の改定	●平均余命や物価水準、賃金の変動を踏まえ、人身傷害保険の損害額基準（看護料・休業損害・精神的損害・葬儀費・年齢別平均給与額等）を見直しました。	○	○	—													
人身傷害保険の被保険者の範囲の拡大	●ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車以外での通行が禁止されている自動車専用道路等（自動車専用道路・高速自動車国道）において、事故や故障、トラブルなどでご契約のお車から一時的に離れている場合も被保険者の範囲に含めるよう、被保険者の範囲を拡大しました。	○	○	—													
弁護士費用等補償特約・自動車事故弁護士費用等補償特約の被保険者の範囲の拡大	●ご契約のお車の所有者（下表⑤）を被保険者の範囲に含めるよう改定しました。 ●お客さまが「ご契約のお車」や「お客さまの所有する自動車」以外の自動車を運転中の同乗者（下表④）を被保険者の範囲に含めるよう改定しました。 <被保険者の範囲> <table><tr><td>① 記名被保険者またはそのご家族</td></tr><tr><td>② ご契約のお車に搭乗中の方</td></tr><tr><td>③ 記名被保険者またはその家族が所有する自動車に搭乗中の方</td></tr><tr><td>④ ②・③以外で記名被保険者またはそのご家族が運転している自動車に搭乗中の方</td></tr><tr><td>⑤ ご契約のお車の所有者</td></tr></table> （※）被保険者の範囲を拡大し、④・⑤を追加しました。	① 記名被保険者またはそのご家族	② ご契約のお車に搭乗中の方	③ 記名被保険者またはその家族が所有する自動車に搭乗中の方	④ ②・③以外で記名被保険者またはそのご家族が運転している自動車に搭乗中の方	⑤ ご契約のお車の所有者	○	○	—								
① 記名被保険者またはそのご家族																	
② ご契約のお車に搭乗中の方																	
③ 記名被保険者またはその家族が所有する自動車に搭乗中の方																	
④ ②・③以外で記名被保険者またはそのご家族が運転している自動車に搭乗中の方																	
⑤ ご契約のお車の所有者																	
配偶者の定義の見直し	●戸籍上の性別が同一であるため、法律上の婚姻関係は認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある同性パートナーも「配偶者」に含むこととしました。	○	○	○													
車両搬送・引上げ費用補償特約の文言の明確化	●ご契約のお車の引取費用について、「往路1名分」である旨を明確化しました。	○	○	—													

項目	概 要	くる まる	ベ ー シ ス	ド ラ イ バ ー
ノーカウント事故の対象範囲拡大	●「車両保険の無過失事故に関する特約」付帯の契約において、もらい事故で「車両新価保険特約」・「車両超過修理費用補償特約」を利用した場合もノーカウント事故としました。 ●自動運転中の事故をノーカウント事故としました。	○	○	—
日常生活個人賠償責任補償特約の補償範囲の拡大	●記名被保険者以外の被保険者（別居の未婚のお子さまなど）が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する賠償損害について保険金お支払いの対象としました。	○	—	—
車両入替手続きにおける自動補償の拡大	●車両入替手続きが入替自動車取得日の翌日から起算して31日以降となった場合でも、「対人・対物賠償責任保険、被害者救済費用等補償特約」に限り、保険金お支払いの対象としました。 ●自動補償を行う場合の追加保険料・返還保険料の起算日を「入替自動車の取得日」に変更しました。	○	○	—
運転者限定・運転者年齢条件における自動補償の拡大	●手続き漏れにより、事実発生日の翌日から起算して31日以降に変更手続きを行った場合に「対人・対物賠償責任保険」のみを保険金お支払いの対象としていましたが「被害者救済費用等補償特約」も保険金お支払いの対象に追加しました。	○	○	—
中断特則の適用条件の見直し	●新契約の記名被保険者およびお車の所有者は、旧契約とそれぞれ同一の方であることを条件としていますが、記名被保険者の配偶者や同居の親族等を、同一の方とみなして取り扱うことができる場合があります。この同一の方とみなす範囲に、「ノンフリート等級別料率の継承が可能な個人・法人間の変更」および「ノンフリート等級別料率の継承が可能な法人間の変更」による変更後の方を追加しました。 ●新契約のお車が、旧契約のお車と同一ではない次の①～③の場合も中断特則の適用を可能としました。 ①過去に自動車検査証が効力を失った自動車 ②過去に道路運送車両法に定める輸出抹消仮登録または一時抹消登録をされている自動車 ③盗難後に発見された自動車	○	○	—
代車費用補償特約における補償内容の拡大	●タイヤの単独損害により負担した代車費用は保険金お支払いの対象外としていました。これを改定し、タイヤの単独損害により自力走行不能となり、修理工場等まで搬送された場合の代車費用を保険金お支払いの対象としました。	○	○	—
ALSOK現場急行サービスの対象契約の拡大	●KAPくるまる契約で、「車両保険」・「代車費用補償特約」・「車内携行品補償特約」をセットした「KAPくるまる・ワイド」のお客さまを対象にサービスを提供していました。 ●これを改定し、KAPくるまる契約で、「代車費用補償特約」をセットしたお客さまをサービス提供の対象としました。	○	—	—

※このチラシは、2021年1月、2022年1月および2023年1月実施の自動車保険商品改定の概要を記載したものです。

なお、満期を迎えるご契約の保険期間が3年を超える場合でその保険始期日が2020年12月31日以前のときは、2021年1月より前に実施済みの自動車保険商品改定も適用する場合があります。詳しくは、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

※商品の詳しい内容につきましては「約款冊子」等をご覧ください。

※ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

※ご不明な点については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。